

# 安全設備規則

規則

## 2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 5 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議  
2006 年 12 月 19 日 理事会 承認  
2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

2007 年 2 月 1 日 規則第 5 号  
安全設備規則の一部を改正する規則

「安全設備規則」の一部を次のように改正する。

### 3 編 救命設備

#### 4 章 航路を制限される船舶及び小型の船舶に施設される救命設備の特例

##### 4.1 国際航海に従事する総トン数500トン未満の船舶及び国際航海に従事しない船舶の特例

4.1.4 を次のように改める。

###### 4.1.4 イマーシヨンスーツ及び耐暴露服

- 1. 総トン数 500 トン未満の船舶には，**2.1.3** を適用しない。
- 2. 国際航海に従事しない総トン数 500 トン以上の船舶については，次による
  - (1) 船級符号に *Restricted Greater Coasting Service, Coasting Service, Smooth Water Service* 又はこれらに相当する付記を有する船舶には，**2.1.3** を適用しない。
  - (2) 前(1)に掲げる船舶以外の船舶には，**2.1.3-1.**及び**-2.(2)**を適用しない。

## 4 編 航海設備

### 2 章 航海設備

#### 2.5 試験

##### 2.5.1 製造所等における試験

(2)中，「船速距離計及び回頭角速度計」を「船速距離計，回頭角速度計，船首方位伝達装置並びに船首方位制御方式及び航跡制御方式自動操舵装置」に改める。

#### 附 則

1. この規則は，2007 年 2 月 1 日から施行する。

---

# 安全設備規則検査要領

要  
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 6 号  
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007 年 2 月 1 日 達 第 6 号  
安全設備規則検査要領の一部を改正する達

「安全設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

### 3 編 救命設備

#### 2 章 救命設備

##### 2.1 個人用救命設備（SOLAS Chapter III Reg.7, Reg.32）

##### 2.1.3 イマーシヨンスーツ及び耐暴露服（SOLAS Chapter III Reg.7.3, Reg.32.3）

-2.を次のように改める。

-2. 規則 3 編 2.1.3-1.の規定によるイマーシヨンスーツ又は耐暴露服については、同-2.の規定により備え付けるイマーシヨンスーツと兼用して差し支えない。なお、この場合、規則 3 編 2.1.3-1.の規定によるイマーシヨンスーツ又は耐暴露服は必要ない。

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 3 編 2.1.3-2.(2)に規定するイマーシヨンスーツの数量は、少なくとも次に示す数とする。

- (1) 船橋、機関制御室及びその他の当直員が配置される場所については、当直員として指定される人数に等しい数。
- (2) 前(1)に掲げる場所以外の作業場所については、継続的に配置される作業員の人数に等しい数。ここで、「継続的に」とは、当直員と同程度に配置されることをいう。

#### 附 則

1. この達は、2007 年 2 月 1 日から施行する。